

奈良県公報

目 次

ページ

告 示

公 告

○土地改良事業の施行同意（耕地課）

○開発行為に関する工事の完了（建築課）

○都市計画の案の縦覧（都市計画課）

○大和都市計画道路

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称

土地の区域

大和都市計画道路
三・四・七四〇 香芝南廻り線

香芝市狐井、磯壁三丁目、四丁目、六丁目、良福寺、鎌田、五位堂五丁目、六丁目、大和高田市大谷、香芝市別所、真美ヶ丘四丁目、広陵町馬見南四丁目、五丁目、六丁目

奈良県告示第四百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十七年十一月二十八日次の表の上欄の者から協議のあつた土地改良事業の施行を同意した。

平成十七年十二月六日

奈良県知事 柿本善也

協議者

事業名

地区名

生駒市長
中本 幸一

水と農地活用促進事業（ため池・防災）

山添村長
窪田 剛久

水と農地活用促進事業（ため池整備）

北野沢・谷池地区

奈良県告示第四百四十号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十二条において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十二月六日

奈良県知事 柿本善也

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県土木部都市計画課及び香芝市都市整備部都市計画課

三 縦覧期間

平成十七年十一月六日から同月二十日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事あてとし、奈良県土木部都市計画課に平成十七年十二月二十日までに必着するよう提出すること。

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公表します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十七年十二月六日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十七年五月十六日第七四一一八五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年十一月二十八日第六三四四号

三 開発区域に含まれる地域

吉野郡大淀町下渕四番地の一部、五番地の一部、六番地の一の一部及び六番地ノ二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

吉野郡下市町下市一八九四番地

五 有限会社中尾モータース 代表取締役 中尾良一

公共施設の種類、位置及び区域

水路 吉野郡大淀町下渕四番地の一部

一 許可番号

平成十七年十月十四日第七六一一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年十一月二十八日第六三四三三号

三 開発区域に含まれる地域

宇陀郡大宇陀町大字五津七番地ノ二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

檍原市南八木町二丁目六番地ノ四

ナント種苗株式会社 取締役社長 高瀬泰嗣

【定価】 一か月 二千三百円 一部売り 一枚につき三千円（共に、送料別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 ○七四二一三一一一〇一（代）

印刷

株式会社 春日

奈良市三条榮町九一八
電話 ○七四二一三五一七二三二（代）

本誌は再生紙を使用しています。

